

令和4年度 八重瀬町立 具志頭小学校 いじめ防止基本方針

本方針は、『いじめ防止対策推進法（平成25年）』に基づき、八重瀬町立具志頭小学校の全ての児童が安心・安全な学校生活を送ることが出来るよう、「いじめ防止」を目的に策定する。

1 いじめ防止に向けた基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。
(いじめ防止対策推進法より)

(2) いじめ防止等に向けた基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめは、どの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で、全ての事案に対し以下の基本理念の基に定める。

- ①いじめは、人権侵害・犯罪行為であり「いじめを絶対に許さない」学校をつくります。
- ②いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通します。
- ③いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行います。
- ④保護者との信頼関係づくり、地域や県警機関との連携協力に努めます。

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内生徒指導委員会・学校いじめ防止対策委員会・いじめ問題対策室

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための「校内生徒指導委員会」を毎月の職員会議後に開催し、いじめの早期発見に努める。
必要に応じて、「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。
重大事態発生時には、行政及び外部機関等と連携した「いじめ問題対策室」を設置する。

①各委員会・対策室の役割

【相談体制の拡充】

○いじめに関する事象が発見された場合は、速やかに管理職に報告する。

すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員は管理職に報告するという義務がある。

校長は生徒指導主任・担任による注意・指導で解決を図ることが出来る事象かどうかを判断する。解決できない事象と判断した場合は、即時に「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

対策委員会において、生徒指導主任は、児童からの聴取、聴取後の対応、保護者対応を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。

委員長（校長）は状況を委員会へ随時伝え、連携して対応を図り、報告書の提出を行う。

いじめ事象のレベルに応じて対応方針及び対応措置を対策委員会で決定する。

重大事態発生時には、「いじめ問題対策室」を設置し、警察と連携が必要な事案に関しては、いじめ事象のレベルに関わらず警察への相談や通報を行う。

なお、通報時には、被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞いて、適切に対応する。

指導後、改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取組（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携）を行う。

○緊急窓口の整備

深刻な事案に迅速に対応できるよう対策委員会の窓口を教頭に一本化する。

【実態把握の改善】

○生徒指導委員会は、いじめに関するアンケート調査を定期的実施する。

【教職員の取組支援】

○研究主任は、いじめ防止・解決に関わる資料の紹介と含め「いじめ」についての校内研修を実施する。

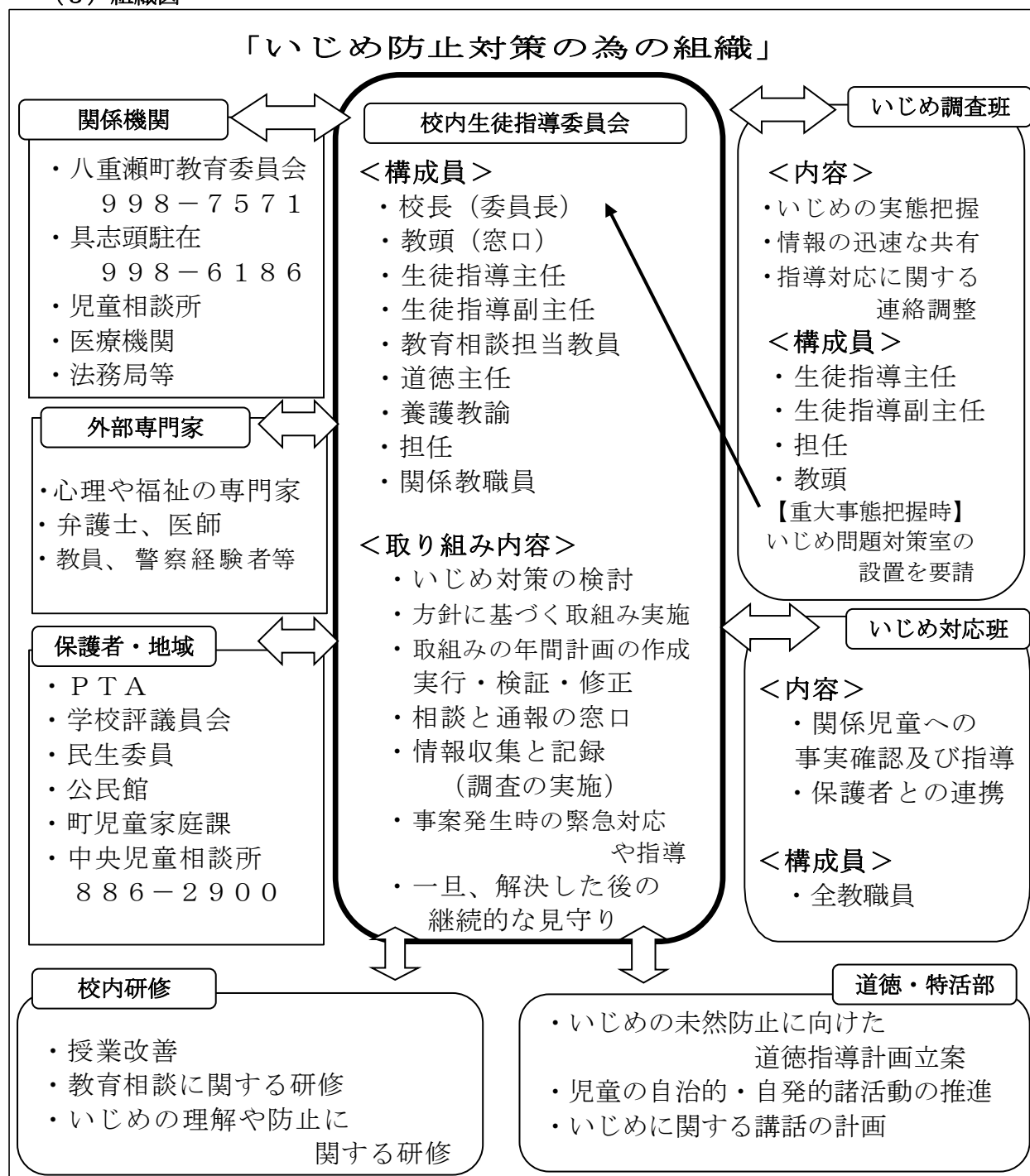
○視聴覚主任は、携帯・インターネット問題の講習会を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

○各担任は、講習会を受け、情報モラルの授業を徹底する。

(2) 職員会議等での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 組織図



3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

(1) 学校全体としての取組

			児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止			○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、ネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見			○集団から離れて一人での児童への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意
いじめの 早期対応	暴力を 伴う いじめ	いじめら れた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた 側	○事実を確認し、「いじめは全体に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景による根本的解決 ○関係機関（警察、児童相談所等）との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	暴力を 伴わない いじめ	いじめら れた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景による根本的な解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた 側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
	行為が わかり にくい いじめ	いじめら れた側	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情的把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた 側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（カウンセラー等）との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと
	直接関係がない児童		○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

(2) 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発 (PTA教育講演会の実施等) ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけ

4 教育委員会や関係機関との連携

(1) 委員会への報告

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) 警察署への通報・援助要請

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連携と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

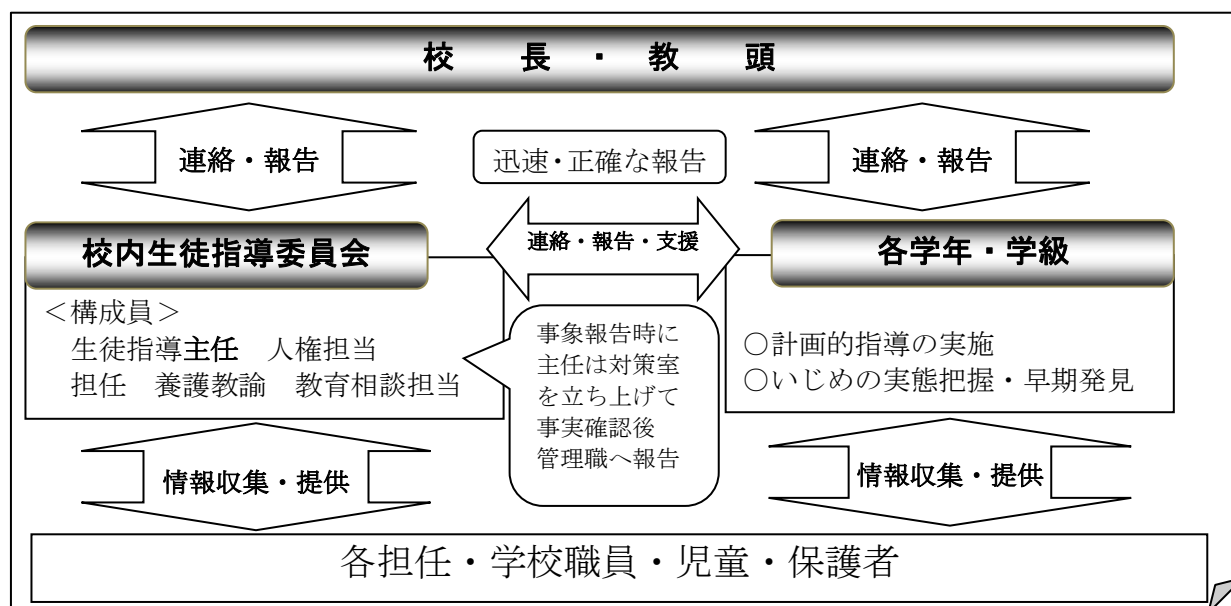
教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していくこととする。

第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、**体罰を加えることはできない。**

7 いじめ防止体制

(1) 平常時



(2) いじめ発生時



(3) いじめ発生時（重大事態）

重大事態＝次ページ参照

重大事態が発覚した時点で、校長は「いじめ問題対策室」を立ち上げ、組織的に対応する。



■ 重大事態とは・・・

「いじめの防止等のための基本的な方針」第2いじめの防止等のための対策の内容に関する事項より抜粋

○ 重大事態の意味について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（学校設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ○ 児童生徒が自殺を企図した場合 | ○ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○ 金品等に重大な被害を被った場合 | ○ 精神性の疾患を発症した場合 |

などのケースが想定される。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる

8 事後対応措置

事後対応措置決定指示【校長】

マスコミ対応：（校長）

- ・マスコミ対応全般
- ・校務効率化による体制強化

心身ケア班：（養護+担任）

- ・事後の心のケア
- ・家庭との連携

地域連携班：（担任外）

- ・地域啓発運動の計画立案
- ・ポスターの作成等

関係機関連携対応等：（教頭）

- ・委員会、関係機関への報告
- ・緒機関との連携
- ・行政との連絡
- ・学校評価による対応状況評価
- ・「校内いじめ防止基本方針」の見直し

校内研修：（研究主任）

- ・生徒指導上の諸問題に関する研修の年間指導計画見直し

感染防止対策：（生指主任）

- ・記録日誌の記入
- ・職員会議での報告
- ・「いじめ防止指導年間指導計画」の見直し

ネット対応：（視聴覚主）

- ・ネット上のいじめ紹介等
- ・ネチケット指導計画
- ・次年度年間計画見直し

9 いじめ防止指導年間計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
組織体制	職員会議・生徒指導委員会・終礼ごとの生徒指導情報交換（全職員で共通理解し、指導にあたる）												
	平常時：（校内生徒指導委員会）情報収集・連絡・報告等 発生時：（学校いじめ防止対策委員会）												
	重大事態発生：（いじめ問題対策協議室の設置）												
未然防止への取組	友だちの日（人権の日）の取り組み 【毎月第1月曜日に設置】												
	道徳の授業実践、学級づくり、人間関係づくり												
	【道徳】 4月 友だちと仲良くなるう	5月 言葉使いについて考えよう	6月 命の尊さについて考えよう	7月 みんなでなかよくあそぼう	8月	9月 お年寄りを労る心を持とう	10月 ユニセフについて知ろう	11月 感謝の気持ちを持とう	12月 相手も自分も大切にしよう	1月 家族のことを見つめ直そう	2月 下級生にやさしくしよう	3月 自分の成長を振り返ろう	
早期発見への取組	いじめ防止基本方針 読み合わせ	生活 いじめアンケート実施	教育相談 アンケート実施	学校評価 アンケート実施(職員)	いじめ防止に関する 校内研修							いじめ防止基本方針 見直し	
						教育相談週間							
							アンケート分析把握・対策						
アンケート分析把握・対策													

【チェックポイント】

- ☐ いじめ問題の重大性を全教職員が認識している。
- ☐ 校内研修等がいじめの態様や特質、原因、背景、具体的指導上の留意点などについて共通理解を図っている。
- ☐ 学校長を中心に「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいる。
- ☐ 特定の教職員が抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応している。

10 検証と評価

- ☐ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。